

## 地区計画の区域内における行為の届出書について

### < 届出が必要な行為 >

- 地区計画には、「方針区域」と「地区整備計画区域」があります。方針区域は、まちづくりの方向性を定めている段階ですので届出の必要はありませんが、地区整備計画区域において建築行為等（下表）を行う場合には地区計画の届出が必要となります。
- 地区整備計画の区域は、当該地区計画のパンフレット等においてご確認ください。
- 地区整備計画区域内で建築行為等を行うときは、工事（行為）着手の30日前までに市長に届出をし、市ではその届出が地区計画の内容にそった計画であるかどうかを審査します。

表 届出が必要な行為

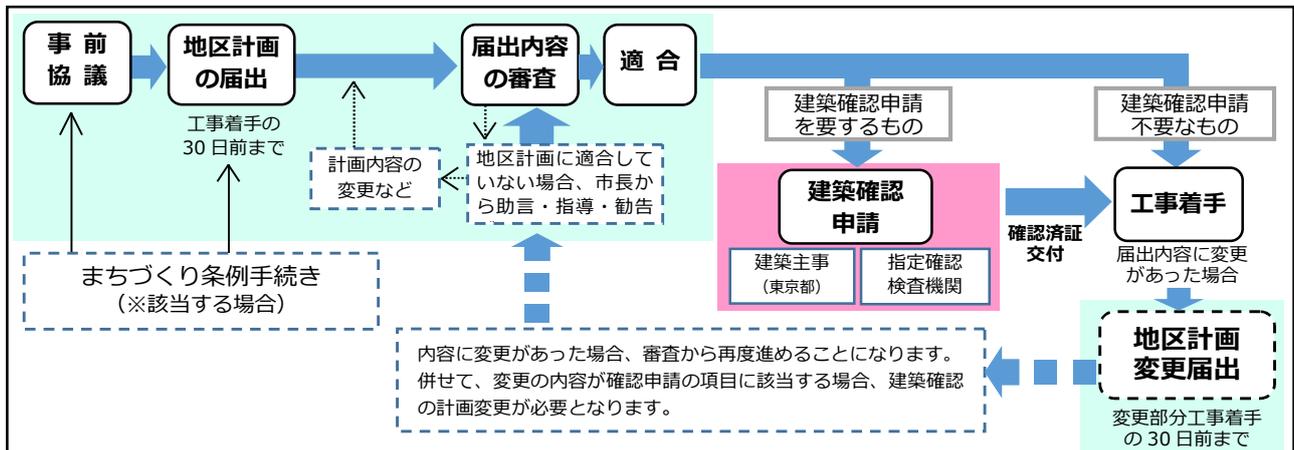
行為	内容説明
(1) 土地の区画形質の変更	● 切土・盛土及び区画等の変更で 500 m <sup>2</sup> 未満のもの。
(2) 建築物の建築	● 「建築」とは、新築・増築・改築・移転のことをいいます。 ● 「建築物」には、車庫・物置・建築物に付随する門又は塀・建築設備などが含まれます。
(3) 工作物の建設	● 擁壁等の築造又は改修 ● 「工作物」には、煙突・広告物・高架水槽・貯蔵施設などが含まれます。
(4) 建築物の用途の変更	● 「用途の変更」とは、例えば住宅を店舗にしたり、あるいはその逆にするなど、建築物の使用用途を変更することをいいます
(5) 建築物等の形態又は意匠の変更	● 建築物の壁面線の位置の変更、垣・柵の変更、屋外広告物等の変更、建築物の外壁や屋根の色彩の変更等を行います。

### < 地区計画に適合していない場合の催告等 >

- 地区計画の届出に関わる行為の内容が地区整備計画の内容に適合していない場合には、設計の変更等必要な措置を執るよう催告が行われ、地区計画の内容に適合するように変更が必要となります。

### < 手続き等の流れ >

地区計画の届出等については、以下の手順で進めてください。



< 提出書類 >

- ① 地区計画の区域内における行為の届出書
- ② 公図の写し（該当地番が分かるようにして下さい）
- ③ 設計図書等
- ④ 建築確認申請書（2面～5面）
- ⑤ その他、参考となるべき事項を記載した図書

【※届出を代理人が行う場合】

- ⑥ 委任状（委任者・代理人どちらも押印したもの）

< 提出部数 >

2部（正本1部・副本1部）

※副本は写しでも構いません。

< 提出期日 >

工事（行為）着手の30日前まで（都市計画法第58条の2）

※確認申請を必要とする場合は、確認申請時に地区計画の適合通知書が必要となります。

**問い合わせ・提出先**

狛江市都市建設部まちづくり推進課

TEL : 03 - 3430 - 1111（内線 2542）      FAX : 03 - 3430 - 6870

MAIL : [tokeit01@city.komae.lg.jp](mailto:tokeit01@city.komae.lg.jp)